

雲仙市による長崎県創業バックアップ資金 信用保証料補給補助金

市内における創業を支援するため、資金の融資を受ける際に必要な信用保証料相当分に対し、補助金を交付します。

| | |
|-----------|---|
| 対象者 | (1) 市内に事業所を有し、又は開設する法人 (2) 市内に事業所を有し、又は開設し、かつ、事業を行っている又は開始する個人 ※長崎県信用保証協会の代位弁済を受けているときは、補助金の交付を受けることができません。 |
| 補助対象 | 資金・・・長崎県創業バックアップ資金 ● 3,500万円までの部分。信用保証料は年0.40%までの部分。 ⇒これを「補助対象信用保証料」とします。 ● 平成27年4月1日～令和7年3月31日までに借り受けたもの。 |
| 補助金の額 | ● 補助対象信用保証料額のうち5年(60か月)分が対象となります。 ● 補助金は毎年1月～12月を算定期間として、1年分ずつ交付します。 ● ただし、1年分ずつの補助金の上限は1年で138千円です。 ● 補助対象信用保証料額÷信用保証期間(月)×12月=1年分の補助金額 ※ただし、下線部について、算定期間途中から資金を借りた場合は借りた月～12月までの月数を、算定期間途中に資金の完済がある場合は、1月～完済した月の前月までの月数を、12月の代わりに乗じます。 |
| 補助金交付制限 | 雲仙市税(又は市外の市町村税)に未納がある場合は、補助金の交付を制限します。 |
| 補助金の承認申請 | ● 補助金の交付を受けるには、まず、補助金承認申請を市に提出し、市からの承認を受ける必要があります。 ● 資金を借り受けてから60日以内に承認申請を行ってください。 |
| 補助金の交付申請 | ● 補助金を実際に受けるには、補助金の承認とは別に、毎年、「補助金交付申請書兼実績報告書」の提出する必要があります。承認のみでは補助金の交付はできません。 ● 前年の算定期間分の補助金について、毎年1月中旬に申請書ほか、必要書類を添えて、市に提出してください。 |
| 報告 | ● 補助金を受けた人(企業)は、事業の状況や従業員数に関する状況について、報告する必要があります。 ● 従業員等に関する報告書を、1月末までに提出してください。 |
| 補助金の返還 | ● 資金の繰上償還などをした場合に、信用保証料の減額があった場合には、補助金の返還が必要です。 ● 補助金返還届出書を提出の上、補助金を返納してください。 |
| 申請・問い合わせ先 | 雲仙市役所商工労政課(本庁別館1階12番窓口) 電話 0957-38-3111 |

※詳しくは雲仙市ホームページをご覧ください。申請などに必要な様式なども掲載しています。